

平成27年(ワ)第1144号

判決理由骨子

原告 19名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

被告 国

【被告国に対する請求について】

- 1 被告国(経済産業大臣)は、電気事業法39条に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」の改正権限、同法40条に基づく技術基準適合命令を行使して、被告東電に対し、津波による浸水から福島第一原発の全交流電源喪失を回避するための措置を講じるべき規制権限を有していた。
- 2 被告国(経済産業大臣)は、地震調査研究推進本部が平成14年に策定した長期評価及びその後開催された溢水勉強会の検討結果等に照らし、遅くとも平成18年までには、敷地高さO.P.(小名浜港工事基準面)+10メートルを超える津波が発生し、福島第一原発において全交流電源喪失の状態になることを予見できた。
- 3 しかし、その予見可能性の程度や、地震対策等他に優先することが相当な防護措置があったこと等に照らし、規制権限を直ちに行使して津波に対する防護措置を被告東電に指示しなかったことが、不合理な判断であったとはいえない。
また、当時の知見等に照らし、原告ら主張に係る結果回避措置では、全交流電源喪失という結果を回避できたとも認められない。
- 4 以上からは、前記規制権限の不行使が、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠き、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえない。

【被告東電に対する請求について】

1 主位的請求（民法上の不法行為責任）について

原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）第2章の規定は，民法の不法行為に関する規定の特則であり，本件事故に係る損害賠償について，民法の不法行為の適用はないから，被告東電は，原賠法3条1項に基づく損害賠償責任（予備的請求）のみを負い，民法709条の責任（主位的請求）は負わない。

2 予備的請求（原賠法上の損害賠償責任）について

(1) 緊急時避難準備区域旧居住者について，避難の合理性があり，また中間指針等が，平成24年8月末までを損害賠償の終期の目安としたことは合理的であると認められる。

しかし，避難を継続する者の生活状況等により，避難の継続の合理性は異なるから，中間指針が定める平成24年8月末を超えて避難を継続した場合でも，個別事情に応じて，避難継続の合理性が肯定される。

(2) 自主的避難等対象区域旧居住者について，年間20ミリシーベルトを下回る被ばくが損害賠償責任を基礎付けるほどの健康上の被害を与えると認めることができず，年間20ミリシーベルトという現在の避難指示の基準は，合理性を有する。

しかし，その線量により健康被害が生じるリスクを完全に否定することはできず，放射線被ばくへの恐怖や不安を感じて福島第一原発から離れた地域に避難することも合理性がないとはいえないから，その合理性が認められる場合がある。

(3) その上で，本判決では，各原告の個別事情を考慮して，避難の合理性及びそれが認められる期間を判断し，それに応じて，それぞれ，別紙認容額等一覧表のとおり，損害額を認定した。

なお，本件においては，ふるさと喪失慰謝料は認めなかった。